

特定行為研修修了看護師の導入によるへき地医療体制の考案
—都道府県のへき地医療における特定行為研修に関する第8次医療計画の実態調査—

研究分担者	春山 早苗	自治医科大学看護学部	教授
研究分担者	村上 礼子	自治医科大学看護学部	教授
研究協力者	佐々木 彩加	自治医科大学看護学部	講師

研究要旨

【目的】第8次医療計画では、看護師特定行為研修修了者（以下、特定行為研修修了者）やその他の専門性の高い看護師の養成と確保を推進するための具体的な計画や目標を記載することになった。医療職種が限定されるへき地では特に、看護師の役割は大きく、また同時に遠隔医療等 ICT を活用した医療提供体制の整備に看護師が係わることは必要課題と考える。へき地診療に従事する看護師による ICT を活用した看護実践の現状調査では、看護師は ICT を用いて、円滑な診察のための『D to P with N』の関わりをしていた。ICT を活用した医療を行う上では、実践的な理解力、思考力および判断力、高度かつ専門的な知識と技術を修得していることが望ましく、特定行為研修修了者は、これらの能力を修得しており、へき地における特定行為研修修了者のニーズは高く、特定行為を伴う看護の提供体制が構築されることで、へき地医療の充実と向上につながると考える。そこで今年度は、各都道府県の第8次医療計画において特定行為研修修了者の確保計画を何に重点を置いて立案しているのかを明らかにし、へき地医療において特定行為を伴う看護の提供体制を構築するための行政的支援の在り方を検討することを目的とした。

【方法】47 の都道府県庁で第8次医療計画の特定行為に係る看護師の研修制度（以下、特定行為研修制度）に関する計画を担当している部署（担当者）に質問紙調査を行い、基本属性、特定行為研修制度に関する第8次医療計画の立案のために活用した情報、特定行為研修修了者に期待すること、特定行為研修制度に関する第8次医療計画の実施財源ごとの計画内容、特定行為研修制度に関する第8次医療計画を達成ならびに促進するための具体的な取り組み、特定行為研修制度に関する第8次医療計画を推進していく上での課題と感じていることについて回答を得た。調査結果の選択肢回答は記述統計を行い、自由記述回答は内容の類似性で整理した。

【結果】30 都道府県から回答が得られ、回収率は 63.8%であった。第8次医療計画の特定行為研修制度に関する計画立案のために、最も活用されていた情報源は「都道府県内の特定行為研修修了者数」86.7%、「都道府県内の指定研修機関数」83.3%であった。一方、「都道府県で指定されているへき地診療所に勤務する特定行為研修修了者数」の情報はいずれの都道府県も活用していなかった。特定行為研修修了者に期待することは、全ての都道府県が「地域の訪問看護ステーションでの活動」を挙げ、次いで「在宅医療を支える医療機関での活動」93.3%、「医師の労働時間短縮に向けたタスクシフト/シェアとしての活動」80.0%の順に多かった。「遠隔医療に携われる医療従事者としての活動」を期待する都道府県は 20.0%と少なかった。地域医療介護総合確保基金による特定行為研修制度に係る第8次医療計画の多くは「受講料等の費用負担」で 90.0%だった。一方で、へき地医療拠点病院やへき地診療所における特定行為研修修了者の活動支援に関するものは、いずれの都道府県でも計画されていなかった。特定行為研修制度に関する第8次医療計画を推進していく上の課題と感じていることは、【特定行為研修の普及に向けた課題】と【特定行為研修修了者の活動支援における課題】の2つが見出された。【特定行為研修の普及に向けた課題】の内容では、特定行為研修の周知や理解を課題としている都道府県が多かった。

【考察】都道府県における特定行為研修制度に関する第8次医療計画は、看護師や特定行為研修修了者の把握できた現状の情報に基づき、研修期間中における費用や人員の補助に着目しており、特定行

為研修修了後の活動支援やフォローアップに対する計画を立案している自治体は少なく、特定行為研修制度の普及として、特定行為研修の周知と理解を得て、特定行為研修修了者数を増加させることに重きを置いている傾向があると言える。一方、へき地医療における特定行為研修修了者の活動をフォローするための計画は立案されていない現状が明らかとなった。また、第8次医療計画を推進していく上では、特定行為研修の周知と理解を得ることが課題と感じている都道府県が多い現状が窺える。しかし、へき地を含む過疎地域における地域医療に従事する看護師の特定行為研修の受講が促進されることは、へき地における医療提供体制の確保や維持のための重要な鍵になると考えられ、今後、へき地を含む過疎地域における地域医療に従事する看護師向けにも特定行為研修の周知や理解を得られるような情報提供の方策の検討が必要である。

【結語】各都道府県は、指定研修機関や協力施設、協力施設となり得る医療機関と連携しながら、特定行為研修の受講生確保のために、より特定行為研修制度の認知度、特定行為研修の理解度を高め、さらには、研修中に受けられる行政などからの支援を知ることができるような情報提供の方策を検討する必要がある。

A. 研究目的

へき地では超高齢化と人口減少が急速に進み、複数の医療機関の連携による診療や情報通信技術 (Information and Communication Technology; ICT) を組み合わせた診療体制の構築が求められている。医療職種が限定されるへき地では特に、看護師の役割が大きい。われわれはこれまでに、へき地を含む地域において在宅医療に従事する看護師や、へき地診療所の看護師による ICT を活用した看護実践についての現状を調査してきた。その結果、看護師は ICT を用いて、円滑な診察のための『D to P with N』の関わりを実践していた¹⁾。また、ICT を活用した医療提供体制を整備していくためには、直接、患者である対象者に ICT 機材の使用方法などのサポートができる人員の確保や遠隔対応で診療を行える医療機関との連携体制の構築、さらに、医療者側の負担に対するサポートの整備が必要であることが示唆された。ICT を用いた対応には看護師のアセスメント能力や知識、実践能力が影響するため、対象者からの限られた情報を活用できる看護師の育成が求められているということも示唆された。

看護師特定行為研修 (以下、特定行為研修) では、へき地において ICT を活用した医療を行う上で求められる、実践的な理解力、思考力および判断力、高度かつ専門的な知識と技術を修得する。特定行為研修修了者には、対象となる患者の病態や状況を評価し、医師や他の医療者と連携しながらタイムリーな対応をすることが期待されている。また、在宅医療の需要の拡大や医師の働き方改革の推進に伴い、特定行為研修修了者の更なる増加が求め

られる。特に、へき地医療の充実と向上には、特定行為を伴う看護の提供体制が構築されることが望ましいと考える。

第8次医療計画では、特定行為研修修了者やその他の専門性の高い看護師の養成と確保を推進するための具体的な計画や目標を記載することになった²⁾。都道府県は、国が定める医療提供体制の確保に関する基本指針に即して、かつ、地域の実情に応じた保健医療計画を定めることとされている。そのため、各都道府県では特定行為研修を実施する指定研修機関や研修修了者の活動に関して実情を把握しながら、必要な連携を図ることが求められている。今年度は、各都道府県が第8次医療計画に研修修了者の確保計画を何に重きを置いて立案しているのかを明らかにし、へき地医療において特定行為を伴う看護の提供体制を構築するための行政的支援の在り方を検討することを目的とした。

B. 研究方法

1. 対象

47の都道府県庁に所属しており、第8次医療計画で特定行為に係る看護師の研修制度 (以下、特定行為研修制度) に関する計画を担当している部署 (担当者) を対象とした。

2. 調査方法

47の都道府県庁で、第8次医療計画で特定行為研修制度に関する計画を担当している部署に本研究の説明書および同意書、調査表、返送用封筒を郵送した。

3. 調査期間

2023年11月7日～2024年1月31日

4. 調査内容

1) 基本属性

都道府県名、部署、役職、現所属先での勤務年数、専門資格の有無と種類

2) 特定行為研修制度に関する第8次医療計画の立案に際して、活用した情報と必要であると考えた情報

3) 2025年、さらには2040年を見据えて特定行為研修修了者に期待すること

4) 特定行為研修制度に関する第8次医療計画の実施財源ごとの計画内容

5) 特定行為研修制度に関する第8次医療計画を達成ならびに促進するための具体的な取り組みについて(協力を得ている機関や団体、へき地医療に特化した計画内容)

6) 特定行為研修制度に関する第8次医療計画を推進していく上での課題、特定行為研修制度の普及に向けた課題、特定行為研修修了者の活動支援における課題、へき地医療に特化した計画を行う上での課題等と感じていること
なお、2)～5)の項目は、先行研究等を参考に独自作成した複数回答可能な選択肢を設け、その他に追加ができる自由記述を設けた。6)の項目は、自由記述回答とした。

5. 分析方法

特定行為研修制度に関する計画についての調査内容で得られた選択肢の回答は記述集計し、自由記述で得られた回答は調査内容ごとに類似性に準じて質的に分類した。その結果から、各都道府県の第8次医療計画に特定行為研修修了者に関する計画が何に重きを置いて立案されているのかを整理し、へき地の医療計画において特定行為を伴う看護の提供体制を構築するための行政的支援の在り方を検討した。

6. 倫理面への配慮

自治医科大学倫理審査委員会の承認を得た上で実施した(臨大21-108)。対象者には、研究目的、研究方法、情報の保護方法、ならびに自由意思での参加の保証、同意撤回の不利益がないことなどを記載した紙面の研究説明書を送付した。研究に同

意が得られた場合は、同意書および回答した調査表を返信用封筒に封入し研究責任者まで返送をしてもらい、同意書への記載をもって本研究への同意と見なした。調査表への回答内容から特定の個人を識別できないよう、個人および所属施設は匿名化を行った。

C. 研究結果

1. 基本情報

30都道府県(回収率63.8%)から回答が得られた。回答者のうち国家資格を持つものは21名(看護師4名、保健師12名、看護師および保健師5名)であった。

2. 特定行為研修制度に関する第8次医療計画の立案に際して活用した情報

1) 活用した情報と具体的な内容

(1)主に活用されていると思われる15項目に対する回答の集計結果は、図1に示す。最も活用されていた情報源としては「都道府県内の特定行為研修修了者数」で86.7%であった。次で、「都道府県内の指定研修機関数」が83.3%と多かった。一方で「都道府県で指定されているへき地診療所に勤務する特定行為研修修了者数」の情報はいずれの都道府県も活用していなかった。

(2)調査表で具体的に挙げた15項目の他に活用した情報として、下記の5県から下記の回答が得られた。

- ・三重県：訪問看護事業所数、在宅療養支援病院数、救急医療を担う医療機関数、特定労務管理対象機関数(特例水準を受ける見込みの医療機関数)
- ・群馬県：病床機能報告
- ・岐阜県：診療報酬加算の対象となる病院(特定集中治療室管理料、ハイケアユニット管理料、救急救命入院料)
- ・栃木県：医療機関、施設のデータ、病床機能報告
- ・長野県：県内医療機関各領域の病床数、訪問看護ステーション数

(3)活用した情報の具体的な内容について下記の回答が得られた。括弧内は回答数を示す。

①「業務従事者届のデータ」の内容

特定行為研修修了者数(13)、保健師・助産師・看護師・准看護師業務従事者届(3)、看護職員数(5)、就業場所(1)

②「国が提供するデータ」の内容

看護師の特定行為研修制度ポータルサイトの特定行為研修修了者数 (8)、指定研修機関一覧 (6)、都道府県別就業者名簿 (2)、衛生行政報告例 (3)、特定集中治療室管理料 (2)、ハイケアユニット入院医療管理料と算定する病棟数 (2)、救命救急入院料を算定する病棟数 (2)、保健医療機関の施設基準の届出受理状況 (1)、医療従事者の需給に関する検討会看護職員分科会中間とりまとめ (1)、看護師等学校養成所入学及び卒業生就学調査 (1)、介護サービス施設・事業所調査、病床機能報告、診療報酬の施設基準 (1)

③「看護協会やナースセンターが提供するデータ」の内容

看護師の特定行為研修制度ポータルサイトの特定行為研修修了者名簿 (4)、認定看護師数 (3)、専門看護師数 (1)、病院看護実態調査 (1)、特定行為研修受講希望の有無 (1)、再就業者の雇用継続率 (1)、県の看護需要調査 (1)

④「看護師の特定行為に係る指定研修機関連絡会が提供するデータ」の内容

特定行為研修修了者名簿 (2)、指定機関数 (1)

⑤「独自に行っている調査データ」の内容

病院・訪問看護ステーションへのニーズ調査 (京都、富山、山梨、山口、栃木)、県内の指定研修機関へ特定行為研修修了者の確認 (佐賀)、訪問看護事業所の特定行為の必要性に関する調査 (三重)、特定行為研修に関するニーズ調査 (埼玉)、訪問看護事業所の機能調査 (群馬)、令和6年度の受講ニーズ (岐阜)、特例水準申請予定医療機関において必要とされる特定行為研修修了者数 (茨城)、三次救急病院において必要とされる特定行為研修修了者数 (茨城)、特定行為の実践状況 (徳島)、特定行為研修修了者及び認定看護師の就業者数 (山口)、病院及び訪問看護事業所の特定行為研修修了者数と今後3年間の養成見込み数 (静岡)、病院看護職員調査 (岡山)、病院及び訪問看護事業所を対象として特定行為修了者に関する独自調査 (滋賀)、県内医療機関・訪問看護事業所・老健における特定行為研修受講予定者数 (青森)、看護職員の確保状況等に関する実態調査 (兵庫)、特定行為研修推進に関する調査 (長崎)、令和5年度在宅医療等実態調査 (長

崎)、看護職員実態調査 (大分)

2) 活用した情報以外に必要な情報

回答した項目以外にどのような情報が必要かという問いへの回答からは、以下のような特定行為研修修了者の人数把握や就業の情報、特定行為研修制度自体に関する情報が必要とされていることが分かった。

- (1) 特定行為研修修了者の人数把握に関する情報
 - ・ 正確な特定行為研修修了者数
 - ・ 国が把握している都道府県ごとの特定行為研修修了者数
 - ・ 毎年度の圏域別施設毎の特定行為研修修了者
 - ・ 特定行為研修修了者の全国・都道府県別の数
 - ・ 介護施設における特定行為研修修了者数
- (2) 特定行為研修修了者の就業に関する情報
 - ・ 特定行為研修修了者の就業先一覧
 - ・ 毎年度の圏域別施設毎の特定行為研修修了者の就業者数
 - ・ 介護施設における特定行為研修修了者の就業者数
 - ・ 指定研修機関における特定行為研修修了者のうち、指定研修機関所在都道府県内の就業者数
 - ・ 特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、救命救急入院料等を算定する医療機関で勤務する特定行為研修修了者数
- (3) 特定行為研修制度自体に関する情報
 - ・ 協力施設数、区分・パッケージごとの協力施設数
 - ・ 国が全国的にまとめた都道府県別の特定行為研修修了者数の目標値もしくは需給推計
 - ・ 介護施設における受講ニーズや特定行為研修修了者の活用方法

3. 特定行為研修修了者に期待すること

2025年、さらには2040年を見据えて特定行為研修修了者に期待することとして、10項目を挙げ調査を行った。結果は図2に示す。全ての都道府県が「地域の訪問看護ステーションでの活動」を期待していた。次いで「在宅医療を支える医療機関での活動」が93.3%、「医師の労働時間短縮に向けたタスクシフト/シェアとしての活動」が80.0%という回答が多かった。「遠隔医療に携われる医療従事者としての活動」を期待する都道府県は20.0%と最も少なかった。調査表で挙げた10項目以外に期待することは、回答がなかった。

4. 実施財源ごとの特定行為研修制度に関する第8次医療計画に組み込まれている事業内容

1) 地域医療介護総合確保基金での第8次医療計画として特定行為研修制度に関する計画が立案されているかを調査した。結果は図3に示す。多く計画されていたのが「受講料等の費用負担」で90.0%だった。一方で、へき地医療拠点病院やへき地診療所における特定行為研修修了者の活動支援に関する3項目は、いずれの都道府県でも計画されていなかった。

提示した12項目以外の計画として、特定行為研修制度の周知や受講支援に関する計画をしているという回答が得られた。

(1) 特定行為研修制度の周知や啓発に関する計画
特定行為研修制度の普及啓発、特定行為研修の受講促進に係る啓発研修、啓発等事業実施に係る関係機関会議、特定行為研修に係る説明会(研修制度について管理者向けの組織的支援、研修修了者の活躍事例など)、県内看護職員に対して周知パンフレットの配布、受講相談も兼ねたフォーラムの開催

(2) 特定行為研修受講の支援に関する計画
協力施設に対する支援、所属施設が受講料負担を行っている場合の費用負担

2) 地域医療介護総合確保基金以外での第8次医療計画

具体的な財源としては、一般財源(奈良、島根)、国庫補助金(岐阜)、医療提供体制施設整備交付金(大阪)という回答が得られた。また、計画の内容としては、下記の3項目が回答された。括弧内は回答数を示す。

- ・ 指定研修機関同士のネットワーク形成のための会議等 (2)
- ・ 特定行為研修修了者の活動支援 (2)
- ・ 指定研修機関の設置 (1)

5. 特定行為研修制度に関する第8次医療計画を達成ならびに促進するための具体的な取り組み

1) 第8次医療計画における特定行為研修制度に関する目標値等の検討について、協力を得ている、または、得る予定である機関・団体等が「ある」と回答したのは20件(66.7%)、「ない」という回答は10件(33.3%)であった。

2) 協力を得た機関・団体等

特定行為研修制度に関する目標値の検討で協力が得られる機関・団体として具体的に10項目を挙げた結果を、図4に示す。10項目のうち、該当しないと回答された項目が5項目あった。「都道府県の看護協会」という回答が最も多く53.3%となった。

また、10項目以外の機関・団体として、下記の回答が得られた。括弧内は回答数を示す。

- ・ 都道府県の他部署：高齢福祉課(訪問看護ステーション関係)、認知症対策・地域ケア推進課、感染症・在宅医療所管課 (1)
- ・ 県の看護職員確保対策協議会 (2)
- ・ 県の看護職員確保対策連絡協議会 (2)
- ・ 特定行為研修推進検討会(1)
- ・ 県の研修修了者を集めた団体 (1)
- ・ 新規養成、復職支援、保・助・看の職能の代表者(1)
- ・ 看護職員離職防止・確保に関する検討会 (1)
- ・ 県医療計画審議会 (1)
- ・ 大学、養成所、看護部長会、病院協会、老人保健施設協会などの関係団体 (1)

6. 特定行為研修制度に関する第8次医療計画を推進していく上で課題と感じていること

回答を類似性で分類したところ、【特定行為研修の普及に向けた課題】、【特定行為研修修了者の活動支援における課題】の2つのカテゴリーが見出された。

【特定行為研修の普及に向けた課題】の内容は5つに分かれ、<特定行為研修の周知や理解に関する課題>が30件、<特定行為研修の研修生を捻出する上での課題>が10件、<特定行為研修を行う研修機関に関する課題>が9件、<特定行為研修修了者の活用に関する課題>が4件、<特定行為に係る診療報酬に関する課題>が2件となった。分類した他に、「実態調査の分析中で課題が整理できていない」という回答が1件あった。【特定行為研修修了者の活動支援における課題】で挙げられた課題は、5つに分類された。課題の内容としては、<特定行為研修修了者を活用するための体制>が21件、<特定行為研修の周知や理解>が11件、<特定行為研修修了者の働きかた>が11件、<特定行為研修修了後のスキル維持や情報交換>が6件、<特定行為研修修了者の実態把握>が3件回答された。<特定行為研修修了者を活用するための体

制>については、主に、行政支援や施設内外の環境・体制、特定行為研修修了者の活動促進に対する課題、が回答として得られた。<特定行為研修修了者の働きかた>については、業務整備や配置における課題と、処遇における課題が回答された。

D. 考察

調査期間中に能登半島地震が発生し、各都道府県においては調査協力を得にくい状況があった。そのような中でも、6割強の回答が得られ、一定の信頼度が期待できる調査結果であると考えられる。

第8次医療計画における特定行為研修制度に関する計画を策定するにあたり、都道府県庁の担当者は国や看護協会が提供するデータに加え、各都道府県独自の調査を行うなどして、特定行為研修修了者や指定研修機関の数、特定行為のニーズを把握していることが分かった。今回の調査で回答が得られた都道府県では、特定行為研修修了者に在宅医療や訪問看護、高度急性期や急性期医療における活動を期待していた。公表されている活用できる情報のほか、独自の調査を行うことにより、各都道府県で必要と考える、または、期待する、様々な看護の場の看護師や特定行為研修修了者の活動を把握することができ、さらにこれを把握することによって、それらの看護職と連携を図ることができ、情報を得ていた。

実施財源ごとの第8次医療計画の内容では特定行為研修に係る医療機関等が自施設の看護師に特定行為研修を受講させやすくするための支援に関連した計画が多く、研修期間中における費用や人員の補助に着目されていることが分かった。一方で、第8次医療計画として特定行為研修修了後の活動支援やフォローアップに対する計画を考えている都道府県は少なく、特定行為研修制度を普及し、特定行為研修の周知と理解を促し、特定行為研修を受講者数ならびに特定行為研修修了者数を増加させることに重きを置いて事業内容を考えている傾向があると言える。また、特定行為研修修了者がへき地で活動するための計画や、へき地の拠点病院や診療所に勤務している特定行為研修修了者への活動支援など、へき地医療における特定行為研修修了者の活動をフォローするための計画が立案されていない現状が明らかとなった。また、第8次医療計画を推進していく上で課題と感じていることについては、特定行為研修の周知と理解を得

ることが課題としている都道府県が多い現状にあると言える。

先行研究では、へき地では戦力として特定行為研修修了者の活躍が期待されている¹⁾が、へき地医療拠点病院やへき地診療所の看護師の受講につながらない現状が報告されている³⁾。また、へき地診療所の医師やへき地医療拠点病院の看護管理者における特定行為研修制度の認知度は8割程度であったが、人員不足や体制不足などの理由から研修受講が困難である⁴⁻⁶⁾と報告されており、へき地にも特定行為研修修了者を増やしていくための行政的支援は必要だと考える。しかし、本調査では、へき地に対応した特定行為研修制度に関する医療計画の事業計画内容等の回答がなかった。現状においては、まずは、都道府県内の特定行為研修修了者の現状把握や特定行為研修を受講し実践できる環境の整備が着目されており、へき地まで目を向けることは難しい状況だと推察された。

地域医療を担う病院での特定行為研修修了者の効果に関連した先行研究では、過疎地域の限られた資源の中でも特定行為研修修了者が高齢者への全人的な医療の提供をしていたという結果が示されている⁷⁾。また、最近の特定行為研修修了者の活動報告では、退院後訪問や診療所もしくはグループホーム訪問といった地域医療における活動や連携に貢献していることが報告されている^{8,9)}。指定研修機関における取り組みや活動の報告でも、特定行為研修修了者の地域での活動を目指した特定行為研修が掲げられている^{10,11)}。今回の結果でも示されたように、今後も地域医療における特定行為研修修了者の需要は高まることが想定される。特にへき地では、対象者の情報からアセスメントをする能力や緊急時の対応がより求められる¹²⁾。へき地で特定行為研修修了者が活動することで地域包括ケアシステムの推進につながり、ひいては、看護の対象者が最期まで生活者として地域で生きることを支えるための活動としても期待できると考えられる。つまり、へき地を含む過疎地域における地域医療に従事する看護師の特定行為研修の受講が促進されることは、各都道府県のニーズである地域における医療提供体制の維持・確保のための重要な鍵になると考える。そのため、受講促進のための必要な行政支援に関しては、指定研修機関や協力施設、協力施設となり得る医療機関と連携しながら、特定行為研修およびこれに対する行政

支援内容や支援の申請方法、受講生確保に関する方策について検討していく必要があると考える。

E. 結論

各都道府県の第8次医療計画において、特定行為研修修了者の確保計画で何に重きを置いて立案されているかを調査した結果、30都道府県から回答が得られた(回収率63.8%)。

第8次医療計画における特定行為研修制度に関する計画立案のために、「都道府県内の特定行為研修修了者数」や「都道府県内の指定研修機関数」などの情報が活用されていた。特定行為研修修了者に期待することは、全都道府県が「地域の訪問看護ステーションでの活動」や「在宅医療を支える医療機関での活動」、「医師の労働時間短縮に向けたタスクシフト/シェアとしての活動」などの期待があった。地域医療介護総合確保基金による計画の多くは「受講料等の費用負担」で、へき地医療拠点病院やへき地診療所における特定行為研修修了者の活動支援に関するものは、計画されていなかった。特定行為研修制度に関する第8次医療計画を推進していく上で課題と感じていることの回答を類似性で分類した結果、【特定行為研修の普及に向けた課題】と【特定行為研修修了者の活動支援における課題】の2つが見出された。

へき地を含む過疎地域における地域医療に従事する看護師の特定行為研修の受講が促進されることは、各都道府県のニーズである地域における医療提供体制の維持・確保のための重要な鍵になると考えるが、現状では各都道府県内の特定行為研修修了者の確保や活動促進に注目がおり、特定行為研修修了者のフォロー支援やへき地医療に特化した特定行為研修の受講促進のための計画立案には至りにくかった。

今後、各都道府県は、指定研修機関や協力施設、協力施設となり得る医療機関と連携しながら、特定行為研修の受講生確保のために、より研修制度の認知度を高め、さらには、研修中に受けられる行政などからの支援を知ることができるような情報提供の方策を検討する必要がある。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

- 1) 佐々木彩加、村上礼子、春山早苗、小谷和彦. 離島診療所看護師のICTを活用した看護実践の効果と課題. 第18回日本ルーラルナースィング学会学術集会、2023年9月23日.
- 2) 佐々木彩加、村上礼子、春山早苗、小谷和彦. へき地を含めた地域医療におけるICTを用いた看護実践の効果と課題. 第27回遠隔医療学会学術大会 へき地遠隔医療分科会、2023年11月11日.

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

引用・参考文献

- 1) 村上礼子、春山早苗、他: へき地診療所におけるICTを用いた看護実践の実態に関する検討、厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)分担研究報告書、2022.
- 2) 厚生労働省: 医療計画について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001108169.pdf> (2024年4月19日閲覧)
- 3) 村上礼子、春山早苗、他: へき地医療の向上のための医師の働き方およびチーム医療の推進に係る研究「へき地医療拠点病院看護管理者の特定行為の受けとめ方調査」、厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)分担研究報告書、2019.
- 4) 春山早苗、村上礼子、他: へき地医療拠点病院看護管理者の特定行為の受けとめ方調査、厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)分担研究報告書、2019.
- 5) 村上礼子、春山早苗、八木街子、その他. へき地医療拠点病院に対する看護師特定行為研修の受講促進に向けた新たな提案 看護管理者の期待と特定行為研修の受講状況から. 日本ルーラルナースィング学会誌. 2021;16:11-7.
- 6) 村上礼子、春山早苗、江角伸吾、その他. へき地診療所における特定行為研修修了看護師の活動に対する期待. 自治医科大学看護学ジャーナル. 2022;19:3-12.
- 7) 新川結子、甲斐かつ子、他: 地域医療を担う病院に勤務する特定看護師の新たな実践に関する質的研究、看護科学研究、12;44-52、

2014.

- 8) 大賀嘉奈子：島根県で活動する特定ケア看護師の実態、月間地域医学、34(3)、2020.
- 9) 木村千尋：地域医療を支える病院での役割づくり、月間地域医学、35(4)、2021.
- 10) 本田彰子、藤本栄子、他：特定行為研修における3年間の取り組み、聖隷クリストファー大学看護学部紀要、30、2022.
- 11) 森下 智佳：特定行為研修終了後の活動報告 呼吸器(長期呼吸器療法に係るもの)関連、鳥取赤十字医誌、30;37-41、2021.
- 12) 春山早苗、田村須賀子、鈴木久美子ほか. へき地診療所における医師と看護師との廉賦に関する研究. 日本ルーラルナーシング学会誌、6、35-50、2011.

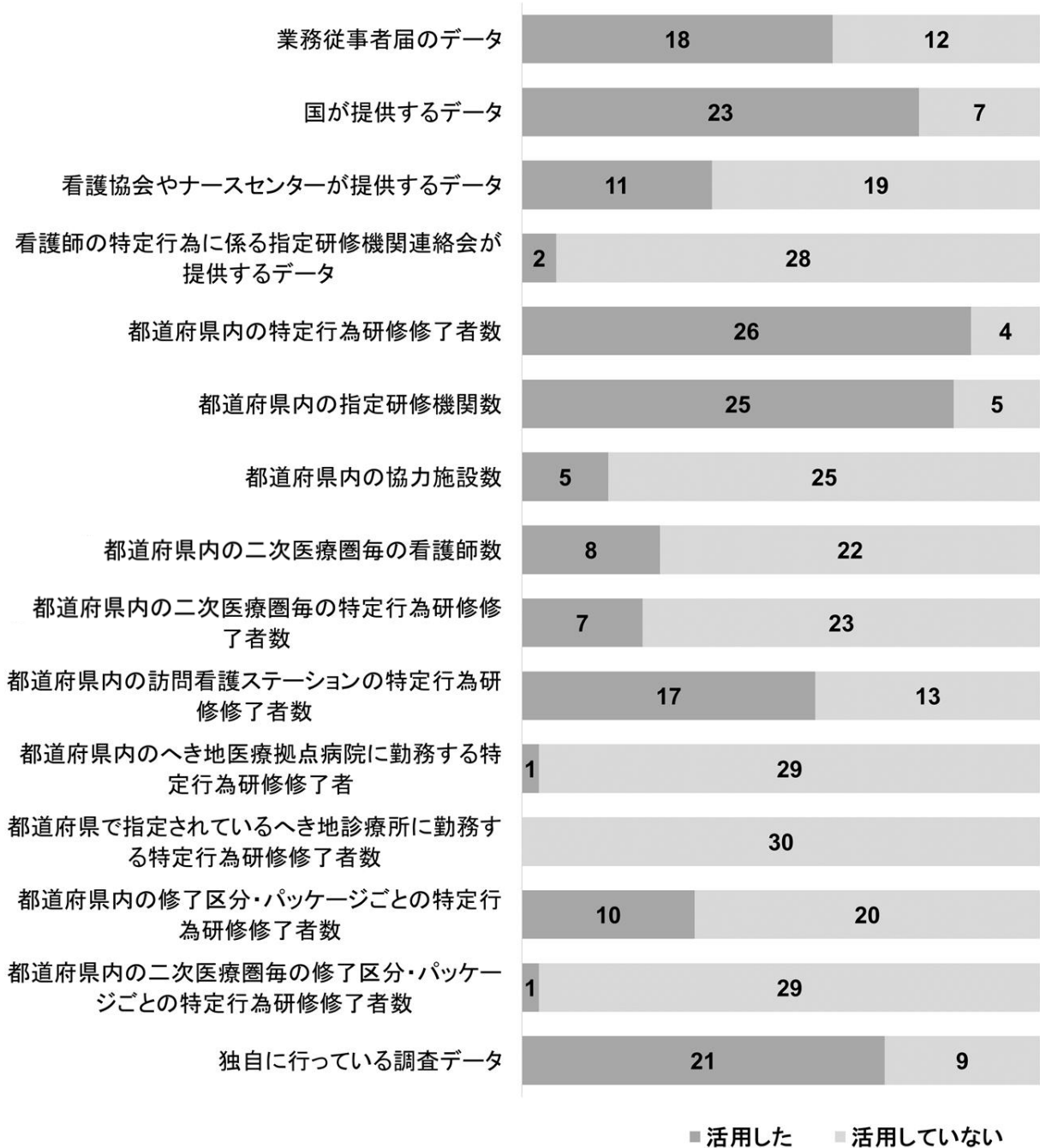


図1 第8次医療計画の立案で活用した情報

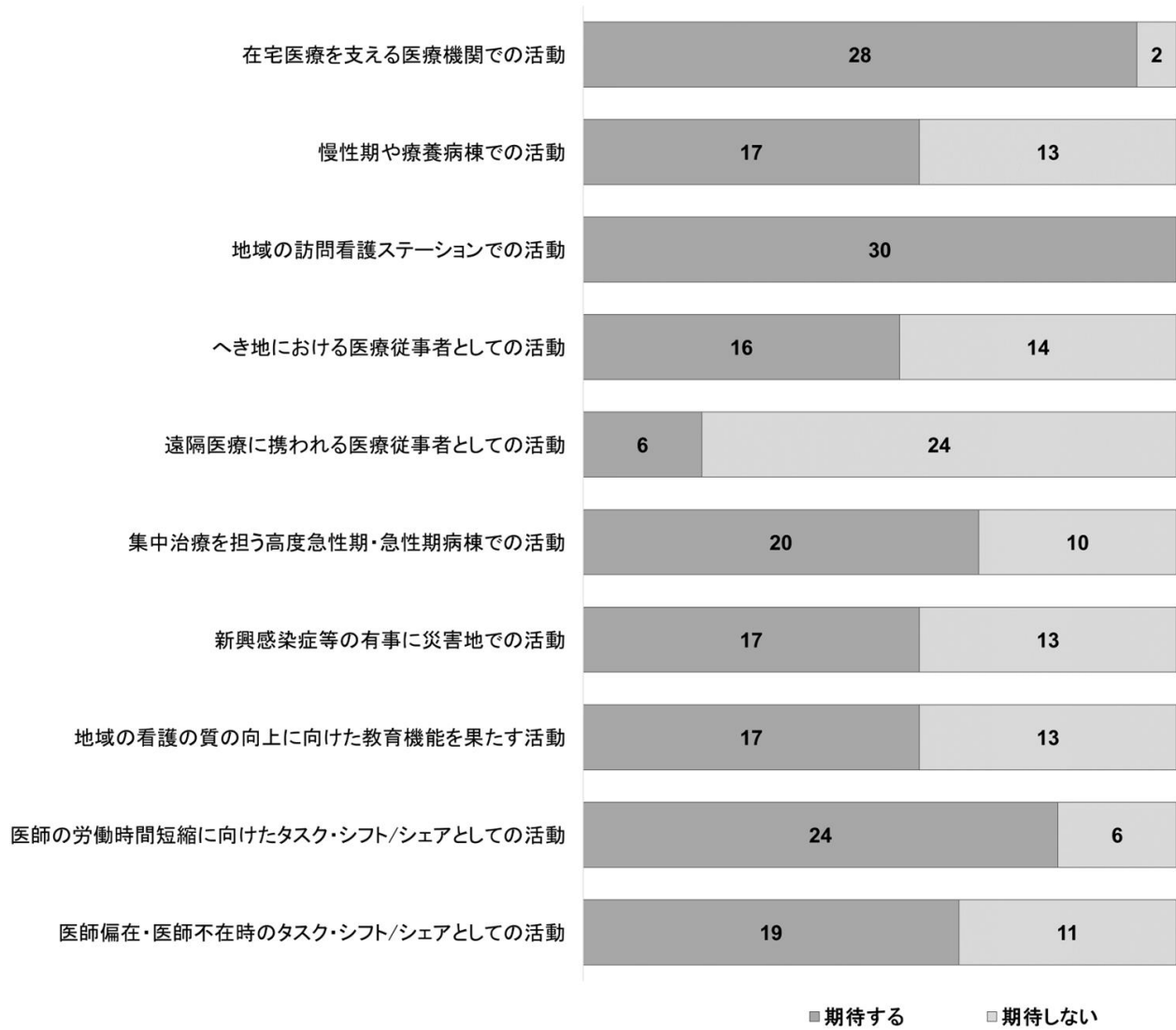


図2 特定行為研修修了者に対し期待すること

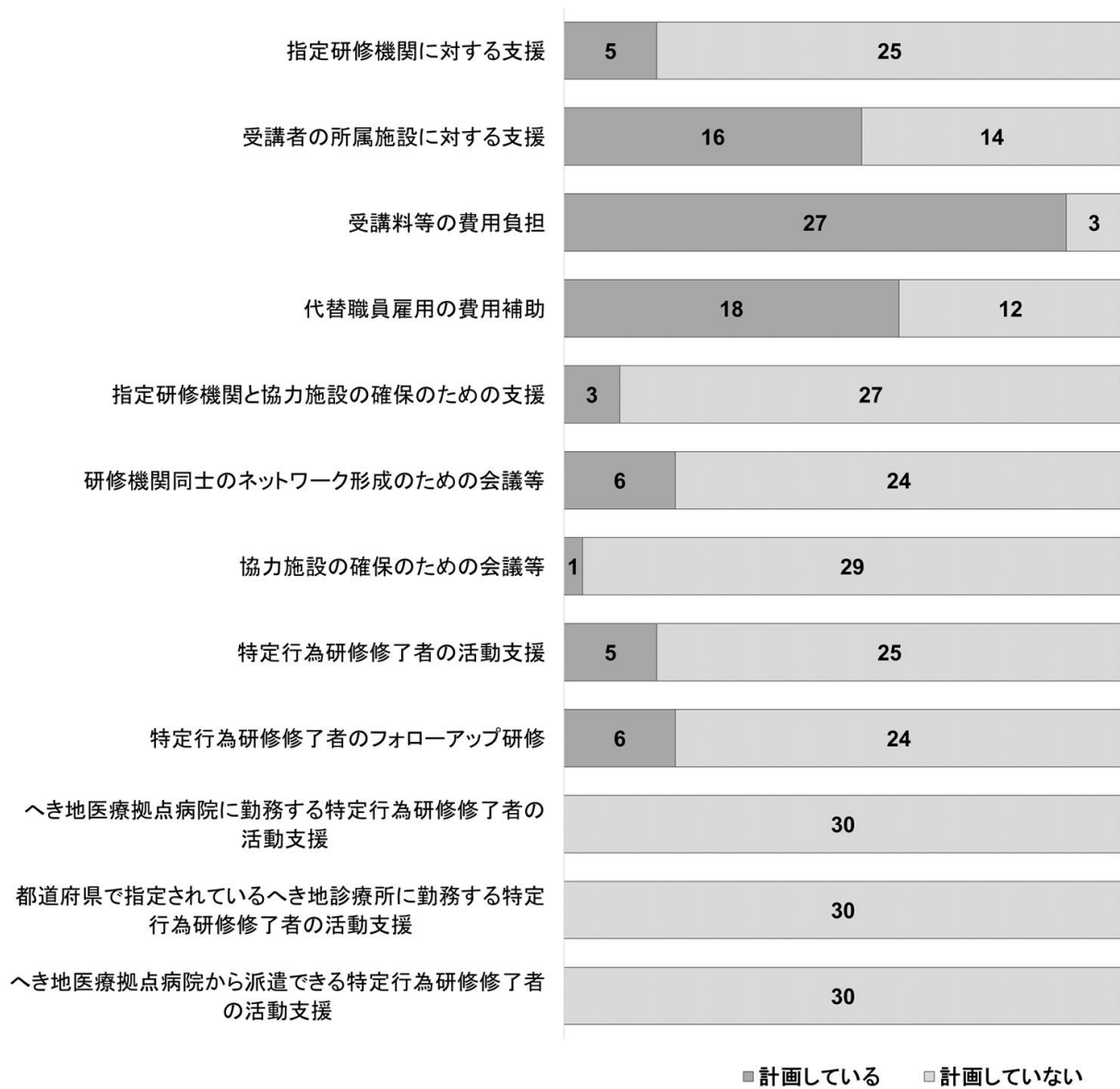


図3 地域医療介護総合確保基金での第8次医療計画の内容

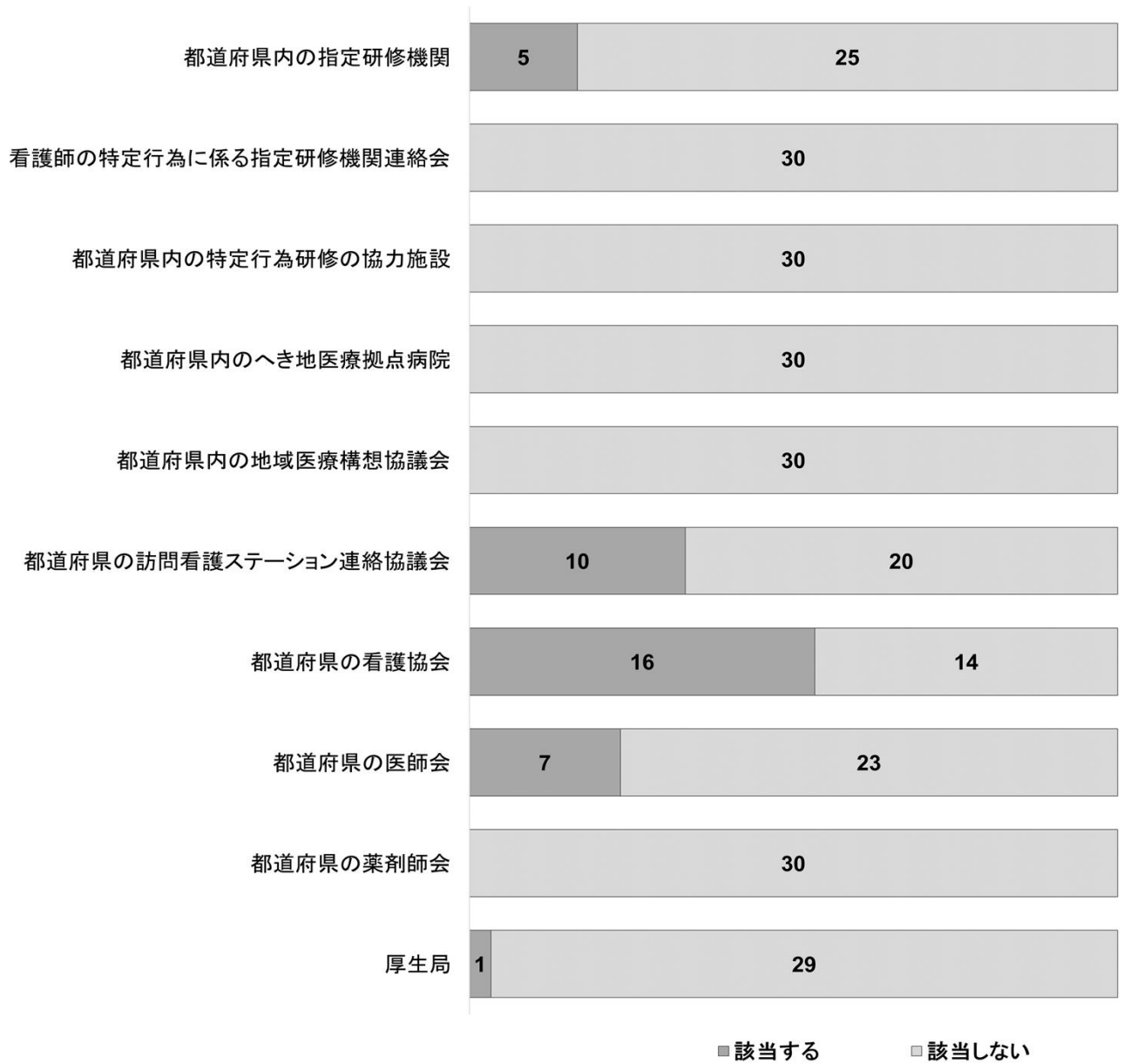


図4 第8次医療計画における特定行為研修制度に関する目標値等の検討で協力を得た機関・団体等